



## ウォーキングスポーツ用ポールのSG基準

財団法人製品安全協会制定・22 安全業 G 第 066 号 2010 年 8 月 18 日  
一般財団法人製品安全協会改正・29 安全業G第 108 号 2017 年 12 月 21 日

序文

このSG基準は、一般財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。このSG基準は、適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

一般財団法人製品安全協会は、このSG基準の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

一般財団法人製品安全協会の許可なしに、このSG基準の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

野外活動用製品（ウォーキングスポーツ用ポール）専門部会 委員名簿

	氏名	所属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	木村 哲也	国立大学法人長岡技術科学大学	
(委員)	神門 敦夫	一般財団法人ボーケン品質評価機構	
	木村 健二	一般社団法人全日本ノルディックウォーク連盟	
	小山 剛	株式会社シナノ	
	坂井 隆	株式会社カインズ	
	田辺 恵子	主婦連合会	
	内藤 守	株式会社ナイト工芸	
	中尾 弘喜	株式会社キザキ	
	中西 康人	大阪青山大学	
	布施 智史	一般財団法人化学研究評価機構高分子試験・評価センター	
	宮下 幸雄	国立大学法人長岡技術科学大学	
	山田かおり	全国地域婦人団体連絡協議会	
	山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所	
	山本 唯子	一般財団法人消費科学センター	
(関係者)	和田 恭	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ	製品安全課長
	栗田 豊滋	経済産業省製造産業局生活製品課	企画官
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ		
	110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪		
	業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org		
	管理グループ	TEL 03-5808-3300	FAX 03-5808-3305
	業務グループ	TEL 03-5808-3302	FAX 03-5808-3305
	PLセンター	TEL 03-5808-3303	FAX 03-5808-3305

ウォーキングスポーツ用ポールのSG基準  
SG Standard for Walking-Sports-Poles

1. 基準の目的

この基準は、ウォーキングスポーツ用ポールの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ウォーキングスポーツに使用するポール（以下「ウォーキングスポーツ用ポール」という。）について適用する。

3. 種類

ウォーキングスポーツ用ポールの種類は次のとおりとする。

A形：標準的なシャフトを用いているもの

B形：A形と比較して軽量シャフトを用いているもの

4. 安全性品質

ウォーキングスポーツ用ポールの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. ウォーキングスポーツ用ポールの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 各部の接合、組立等は良好であること。</p> <p>(3) グリップを有すること。</p> <p>(4) 石突きの先端部が鋭利になっているものにあっては、保護キャップが附属さ</p>	<p>1. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感、操作等により確認すること。</p> <p>(3) 目視により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p>

<p>2. 伸縮機構の滑り</p>	<p>れていること。</p> <p>2. 伸縮機構を有するものにあつては、シャフト軸方向に 250N の力を加えたとき、破損、滑り等が生じないこと。</p>	<p>2. 図 1 に示すように、伸縮機構部を原則長さ 200mm で切り出して、軸方向に力を加えて確認すること。</p> <p>ただし、ラチェット方式以外の伸縮機構を有するものにあつては、次のとおりとする。</p> <p>① シャフトを回転させ摩擦力を生じさせるものにあつては、2 Nm のトルクで、締め付ける及び緩ませる操作を 10 回繰り返した後、1 Nm のトルクで締め付けた状態で確認する。</p> <p>② シャフトに取り付けたカムレバーを操作し摩擦力を生じさせるものにあつては、カムレバーの指掛かり位置に 200N を上限とした力を加えて固定した状態で確認する。</p> <p>③ ①及び②以外のものにあつては、使用実態及び操作実態を勘案した固定状態で確認する。</p> <div data-bbox="970 958 1257 1384" data-label="Diagram"> </div> <p>図 1 : 伸縮機構滑り試験</p>
<p>3. 強度</p>	<p>3. ウォーキングスポーツ用ボールの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ストラップを有するものにあつては、ストラップをシャフト軸下方向に 350N の力で引っ張ったとき、各部に破損、外れ、使用上支障のある変形等がないこと。</p>	<p>3. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 図 4 に示すように、ストラップを 350 N の力でシャフト軸に対し下方向に引っ張り確認すること。</p>

ただし、ここでいう「ストラップ」とは、手首に帯状のものを廻して体重を掛けて使用することを意図したものをいう。

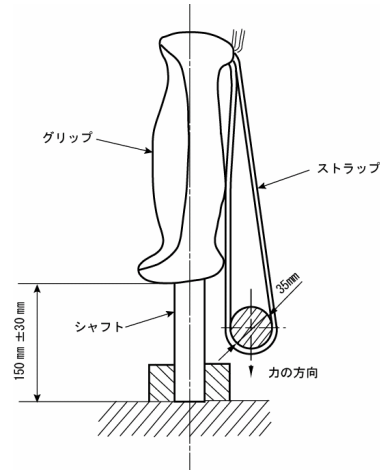


図 2 : ストラップの取付強さ試験

(2)

(a) グリップから先端に軸方向に直交する力を加え 40Nm の曲げモーメントにしたとき、使用上支障のある変形がないこと。

(2)

(a) 図 3 に示すようにシャフト先端を約 50mm 固定した状態で、固定した先端と反対側のなるべくシャフト先端部に力を加え、力の大きさとグリップ先端部から力を加える位置までの長さの積が 40Nm になるようにして確認すること。

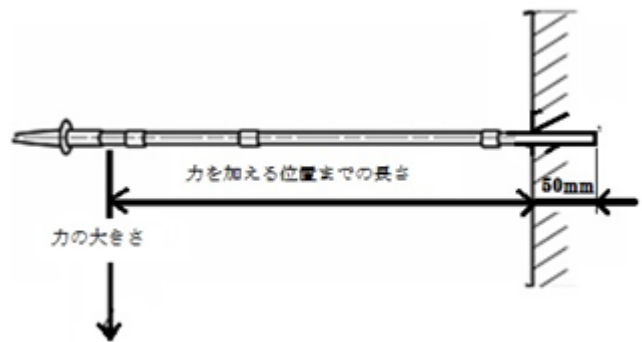


図 3 : シャフトの軸方向に直交する力

(b) シャフトの軸方向に圧縮力を加えたとき 250N まで力を加えることができ、かつ、永久変形がないこと。

(b)(c) 図 4 に示すように、シャフトを最大長さに調節し、軸から 10 mm 離れた箇所の軸方向に力を加えて確認すること。

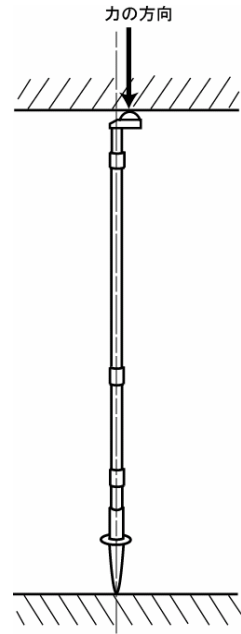


図4：シャフトの軸方向圧縮力

(c) A形にあつては、(b)に  
続けて再び軸方向に圧縮力  
を加え続けて破壊したと  
き、その破壊は危険な状態  
でないこと。

ただし、軸方向に加える  
力は400N又はシャフト全長  
の3/4まで荷重方向に変位  
するいずれかの早い段階を  
上限とする。

5. 表示及び取扱説明書

ウォーキングスポーツ用ポールの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えず、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(3)及び(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) ウォーキング専用である旨及びウォーキング以外の用途に使用しない旨。</p> <p>(4) この製品は、大きな力がかかるとシャフトが折れ、その断面が鋭利になることがある旨 (B 形に限る)</p>	<p>1. 表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(2)～(5)の事項につ</p>	<p>2. 一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。(1)の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や目立つ色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであること。(2)～(5)の事項については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p>

	<p>いては安全警告標識 (⚠) を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 用途によって必要な性能が異なるので、高齢者の歩行補助や松葉杖などの医療器具として使用しないこと。転倒などの原因となる旨。</p> <p>(3) この製品は、大きな力がかかるとシャフトが折れ、その断面が鋭利になることがある旨 (B形に限る)</p> <p>(4) 長さの調節の際に十分に締め付けてもシャフトが縮むことがあるので注意すること。大きな段差で使用したときや、長時間歩行した後などは緩みやすいので、特に注意すること。</p> <p>(5) 長さの調節後、軸方向に圧縮力をかけて、シャフトが縮まないことを確認してから使用すること。</p> <p>(6) グリップに取り付けられた紐は、体重を掛けて使用することを意図していないので、この紐に体重を掛けて使用しないこと。(スト</p>	
--	--	--



	<p>ラップ以外の紐状のものがグリップに取り付けられている場合に限る)</p> <p>(7) 長さの調節方法</p> <p>(8) 使用前後及び使用中にも各部を十分点検すること。使用中にけがの原因になるので、破損、変形等したものは使用しないこと。</p> <p>(9) 振り回すなど、他の人が危険な状態になる行為は避けること。</p> <p>(10) 使用、保守、点検方法。特に、次の点について具体的に記載すること。</p> <p>(a) ポールを使用した歩き方</p> <p>(b) 長期間使用しないときの保守、点検方法</p> <p>(c) 本体や構成部品の交換の方法</p> <p>(11) S G マーク制度は、ウォーキングスポーツ用ポールの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(12) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--